

【家畜共済(牛)の加入者のみなさまへ】

牛白血病に対する取り扱いが変わりました

共済金支払となる場合

これまでは…

農場で診断され共済事故と認定された場合

のみ支払対象でしたが、

平成27年5月1日からは…

農場で診断され共済事故と認定された場合

加入者が直接と畜場へ出荷し、診断された
場合

のどちらも支払対象となります

共済金請求の手続き

と畜場で牛白血病と診断され全部廃棄となったことが分かる書類(全部廃棄の命令書など)などが届いたら…

- ①すぐに共済組合に連絡してください。
※書類が届いて3日以内に連絡がなかった場合、共済金の1割が免責されます。
- ②共済組合が確認に来ます。
牛白血病と診断された書類を、確認に来た職員に提出してください。

共済組合が農場において「損害防止の遵守状況」を確認します。

次頁へ

牛白血病の感染拡大防止のために 以下の事項の実施をお願いします。

※牛白血病の事故確認時に組合職員が聞き取りを行います。
※以下の項目が行われていない場合、牛白血病の共済金の
4割が免責されます。

【感染拡大防止のために行うこと】

- ①同一の注射針を複数の牛に用いないこと
- ②直腸検査及び人工授精時に使用する手袋を1頭ごとに交換すること
- ③妊娠鑑定時に使用するエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとにそのカバーを交換すること
- ④除角器具、去勢器具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器など血液の付着を伴うものは、使用后1頭ごとに、水を入れたバケツ等で洗浄し、別のバケツで消毒を行う

※獣医師、人工授精師、削蹄師等が上記項目を行っていない場合も共済金が免責されますので、かかりつけの獣医師等にあらかじめ説明をお願いします。

お問い合わせ先

都城地区農業共済組合

家畜課

Tel: 22-1152

FAX: 22-1365